

下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業 Q&A

Q01	補助金の対象となるサービスとは？
Q02	旧4町圏域とはどの地域までが該当するのか？
Q03	旧4町圏域に住民票がある利用者しか支援の対象にならないのか？
Q04	旧4町圏域内に主たる事務所がないと支援の対象にならないのか？
Q05	旧4町圏域に居住とあるが、高齢者施設に入所中の利用者は対象になるのか？
Q06	なぜ同一建物減算が行われている利用者は対象にならないのか？
Q07	1日に同じ利用者に複数回のサービスを提供した場合の算定方法は？
Q08	連続して複数の利用者にサービスを提供した場合の算定方法は？
Q09	ケアプラン作成支援金は、作成だけが支援の対象となるのか？
Q10	居宅介護予防支援の委託を受けている場合は、どちらが申請するのか？
Q11	補助金の対象期間はいつからいつまでか？
Q12	支援金の申請と報告はどのように行うのか？
Q13	請求のタイミングは？補助金の振り込みはいつ頃になるのか？
Q14	利用の請求が月遅れになる場合でも、実績報告にあげてよいのか？
Q15	偽りその他不正の手段とあるが、サービス提供後に過誤調整を行わなければいけないミスがあった場合は当てはまるのか？
Q16	補助金交付申請書（様式第1号）にある「法人等代表者」とは、事務所の管理者のことか？
Q17	同じ法人（会社）が、サービス提供支援金とケアプラン作成支援金を申請する場合は、補助金交付申請書（様式第1号）の提出は1枚でよいのか？
Q18	補助金の振込先口座名義人は、交付決定を受けた者とは誰を指すのか？

Q01 補助金の対象となるサービスとは？

補助金の対象となるサービスは、旧4町圏域に居住する被保険者（同一建物減算が算定された被保険者は含まない）が利用する、①訪問介護サービス、②第一号訪問事業（訪問型サービス）です。さらに、③訪問介護サービス又は第一号訪問事業を提供するために必要なケアプランを作成した場合も補助金の対象となります。

Q02 旧4町圏域とはどの地域までが該当するのか？

下関市菊川町、豊田町、豊浦町、豊北町の全域において提供するサービス（Q01の①・②・③のサービス）が、補助金の対象となります。

Q03 旧4町圏域に住民票がある利用者しか支援の対象にならないのか？

住民票が旧4町圏内でなくても、旧4町圏域に居住されている実態がある場合は支援の対象となります。逆に、住民票が旧4町圏域であっても、居住の実態が旧4町圏域に無い場合は支援の対象にはなりません。

※居住とは、そこに住み、日々の生活を継続的に行っていることをいいます。

Q04 旧4町圏域内に主たる事務所がないと支援の対象にならないのか？

旧4町圏域だけでなく、旧市内圏域に事務所がある事業所についても、旧4町圏域の利用者にサービスの提供及び、サービス提供に必要なケアプランの作成を行った場合は支援の対象となります。

Q05 旧4町圏域に居住とあるが、高齢者施設に入所中の利用者は対象になるのか？

旧4町圏域にある有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者施設に入所されている方でも支援の対象となります。ただし、同一建物減算の対象となる入所者へのサービス提供については、今回の支援の対象外となりますのでご注意ください。

Q06 なぜ同一建物減算が行われている利用者は対象にならないのか？

今回の支援事業は、移動時間や交通事情などにおいて、非効率的な場所においてのサービス提供に対する支援を対象としています。このため、サービス事業所と同一の建物または同一敷地内にある建物に居住する利用者等に対してサービスを提供する場合に適用される同一建物減算が算定される利用者へのサービス提供は、今回の支援の対象から外しています。

Q07 1日に同じ利用者に複数回のサービスを提供した場合の算定方法は？

1日に同じ利用者に、朝・昼・夕方の3回、訪問介護サービスを提供した場合、3回分の請求が可能です。ただし、1回の訪問で身体介護と生活援助を同時に行った場合においては1回分の請求となります。提供回数とありますが、訪問した回数を基準とします。

Q08 連続して複数の利用者にサービスを提供した場合の算定方法は？

訪問介護サービス提供時において、事務所を出発して、1軒目を訪問し、引き続き2軒目の訪問、続いて3軒目の訪問を終えて、事務所に戻られた場合、3軒分（3回分）の請求となります。

Q09 ケアプラン作成支援金は、作成だけが支援の対象となるのか？

ケアプラン作成支援金の対象業務については、ケアプランを作成していない月であっても、モニタリングや利用票の作成など、訪問介護サービスの利用者に対する業務が行われていれば、月1回の請求が可能です。ただし、同じ月にケアプラン作成と利用票の作成など2つ以上の業務を行った場合でも、請求は月1回のみとなります。

Q10 居宅介護予防支援の委託を受けている場合は、どちらが申請するのか？

居宅介護予防支援において、居宅介護事業所が地域包括支援センターから委託を受けている場合、ケアプラン作成支援金は、委託を受けている居宅介護事業所に給付いたしますので、申請や実績報告書の提出をお願いいたします。

Q11 補助金の対象期間はいつからいつまでか？

令和8年度の補助金の対象期間については、令和8年2月提供分から令和9年1月提供分の12ヶ月間となります。補助金の請求期間については、2月提供分から7月提供分を上半期分、8月提供分から1月提供分を下半期としています。

Q12 支援金の申請と報告はどのように行うのか？

上半期分について、2月提供分から7月提供分の実績をとりまとめた「下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金補助対象事業報告書（様式第1号別紙）」を作成した後、令和8年8月28日（金）までに、「下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金交付申請書（様式第1号）」と一緒に介護保険課給付係に提出してください。また、下半期分（8月提供分から1月提供分）についても、同じように申請書と報告書を作成し、令和9年3月2日（火）までに提出してください。

Q13 請求のタイミングは？補助金の振り込みはいつ頃になるのか？

申請書と報告書の提出後、介護保険課において、給付実績データとの突合を行い、内容を精査します。申請と報告が適当と認められる場合は、下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金交付決定書（様式第2号）を送付いたします。

交付決定書を受領されたら、下関市旧4町圏域訪問介護サービス支援事業補助金請求書（様式第3号）に振込先情報など必要事項を記載のうえ、すみやかに介護保険課給付係に提出してください。補助金の振り込みにつきましては、請求書の提出後、約1ヵ月から2ヵ月後となります。

Q14 利用の請求が月遅れになる場合でも、実績報告にあげてよいのか？

サービス提供月の翌月の請求に間に合わない利用があった場合でも、補助対象事業報告書には、その月に提供したサービス回数として報告してください。その際は、給付実績データとの突合ができないため、報告書とは別にサービス提供票など、サービス提供回数が分かる書類の写しの提出をお願いします。

Q15 偽りその他不正の手段とあるが、サービス提供後に過誤調整を行った場合、不正の対象となるのか？

処遇改善加算などの訂正といった過誤調整は、サービス提供の回数に影響があるものではないため対象とはなりません。サービス提供回数の訂正や実績の取り下げといった、サービス提供の回数に影響がある過誤調整については、判明次第、補助金を返還していただくことがあります。

Q16 補助金交付申請書（様式第1号）にある「法人等代表者」とは、事務所の管理者でもよいのか？

法人等代表者とは、事業所を運営している法人または企業の代表者（理事長や代表取締役など）となりますので、事業所の管理者のお名前では申請書の提出はできません。

Q17 同じ法人（会社）が、サービス提供支援金とケアプラン作成支援金を申請する場合は、補助金交付申請書（様式第1号）の提出は1枚でよいのか？

サービス提供支援金とケアプラン作成支援金については、別々の補助金となっていますので、同じ法人（会社）であっても、サービス提供支援金とケアプラン作成支援金のそれぞれで補助金交付申請書（様式第1号）と実績報告書（様式第1号別紙）の提出が必要となります。

Q18 補助金の振込先口座名義人は、交付決定を受けた者とは誰を指すのか？

補助金の振込先口座名義人は、補助金交付申請者となりますので、法人又は企業の代表者となります。なお、補助金交付申請者とは別の名義人の口座に補助金の振り込みを希望される場合は、補助金請求書（様式第3号）とは別に委任状が必要です。（委任状は任意のもので構いません。）